

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月25日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
(Deputy Group Finance Director)
マーク・マーソン
(Mark Merson)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 小 林 英 治
同 田 中 貴 大

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集有価証券の金額】 申込期間(平成28年7月29日から平成29年7月31日まで)
各本受益権ごとに、1,000億円を上限とする。
*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年7月19日付有価証券届出書について、「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載の情報を訂正するとともに、添付書類である信託個別契約の変更契約を添付書類に追加するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

添付書類

信託個別契約の変更契約

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

また、追加する添付書類を本訂正届出書に添付いたします。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

(訂正前)

権利の内容	前略
信託終了時の残余財産の給付	中略
	中略

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了する。

- (1) 本外国指標連動証券が全て又は一部償還されたとき(繰上償還を含むが、本外国指標連動証券の要項に従った投資家の請求に基づく本外国指標連動証券の期限前償還を除く。)
- (2) 本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止されたとき。
- (3) 本外国指標連動証券につき、本外国指標連動証券上場証券取引所で上場が廃止され、その他の証券取引所に再上場されないとき。
- (4) 法令等(英国等の法令等を含む。)又は裁判所若しくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。
- (5) 個別契約の当事者(受託者を除く。)が信託契約条項又は個別契約上の義務につき重大な違反を犯したとき。
- (6) 受託者の辞任若しくは解任又は解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (7) 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令又は免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。

- (8) 委託者又は発行会社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されず又は取り下げられなかったとき。
- (9) 信託費用又は信託報酬が信託契約条項及び個別契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (10) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止し又は取りやめたとき。
- (11) 本信託が法人税法第2条第29号八に規定する特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
- (12) 本受益権が有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
- (13) 純資産総額が個別契約で定める金額を下回ったときであって、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき。
- (14) 前各号に定める場合以外の事由により信託の継続が困難であると受託者が判断し、信託の終了につき第40条の規定に従って受益者の承認が得られたとき。

中略

信託の終了に係る信託契約の変更予定

発行会社は、各本受益権に関し、「非軽微な信託の変更」として、当該信託の終了に係る信託契約の変更を予定している。当該信託契約の変更が決定された場合、平成28年8月25日付で当該信託契約の変更を実施し、平成28年9月26日を上場廃止日、平成28年9月28日を信託終了日として、信託の終了を行う予定である。

後略

(訂正後)

前略

権利の内容

中略

信託終了時の残余財産の給付

中略

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了する。

- (1) 本外国指標連動証券が全て又は一部償還されたとき(繰上償還を含むが、本外国指標連動証券の要項に従った投資家の請求に基づく本外国指標連動証券の期限前償還を除く。)
- (2) 本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止されたとき。
- (3) 本外国指標連動証券につき、本外国指標連動証券上場証券取引所で上場が廃止され、その他の証券取引所に再上場されないとき。
- (4) 法令等(英国等の法令等を含む。)又は裁判所若しくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。
- (5) 個別契約の当事者(受託者を除く。)が信託契約条項又は個別契約上の義務につき重大な違反を犯したとき。

- (6) 受託者の辞任若しくは解任又は解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (7) 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令又は免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。
- (8) 委託者又は発行会社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されず又は取り下げられなかったとき。
- (9) 信託費用又は信託報酬が信託契約条項及び個別契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (10) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止し又は取りやめたとき。
- (11) 本信託が法人税法第2条第29号八に規定する特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
- (12) 本受益権が有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
- (13) 純資産総額が個別契約で定める金額を下回ったときであって、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき。
- (14) 前各号に定める場合以外の事由により信託の継続が困難であると受託者が判断し、信託の終了につき第40条の規定に従って受益者の承認が得られたとき。

上記にかかわらず、本信託は、平成28年9月28日の経過により終了する。

中略

信託の終了に係る信託契約の変更

発行会社は、各本受益権に関し、「非軽微な信託の変更」として、平成28年8月25日付で当該信託の終了に係る信託契約の変更を行った。当該信託契約の変更により、平成28年9月26日を上場廃止日、平成28年9月28日を信託終了日として、信託の終了を行う予定である。

後略